

## 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団阿部医院希望の丘クリニックが開設する希望の丘通所リハビリセンター(以下「当事業所」という)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条
- 1.当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
  - 2.当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
  - 3.当事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努める。
  - 4.当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5.サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6.利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
  - 7.事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| (1)事業所名   | 医療法人社団阿部医院希望の丘クリニック<br>希望の丘通所リハビリセンター |
| (2)開設年月日  | 平成 29 年 1 月 15 日                      |
| (3)所在地    | 神戸市垂水区神陵台 7 丁目 4 番 13 号               |
| (4)電話番号   | 078-781-8110                          |
| (5)FAX 番号 | 078-781-8177                          |
| (6)管理者    | 西原相宗                                  |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1)管理者         | 1 人   |
| (2)医師          | 1 人   |
| (3)介護職員        | 1 人以上 |
| (4)理学療法士・作業療法士 | 1 人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当該事業所職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2)医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3)介護職員は利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4)理学療法士・作業療法士は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりである。

- (1)祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの 5 日間を営業日とする。
- (2)営業日の午前 8 時半から午後 5 時半までを営業時間とし、稼働時間は午前 9 時から午後 12 時半、午後 1 時半から午後 4 時半までとする。

(利用定員)

第8条 利用定員数は通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションを合わせて、午前10人、午後10人とする。

(事業の内容)

- 第9条
- 1.通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。
  - 2.通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
  - 3.短期集中リハビリテーション実施加算にてリハビリテーションを行う。
  - 4.認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ及びⅡにてリハビリテーションを行う。
  - 5.生活行為向上リハビリテーション実施加算にてリハビリテーションを行う。
  - 6.リハビリテーションマネジメント加算(A)イ・ロ及び(B)イ・ロにてリハビリテーションを行う。

(利用者の負担額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 教育娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

明石市、神戸市西区、神戸市垂水区、神戸市須磨区

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、発見時には関係機関と連携を取り、改善に努める。

(苦情処理)

第14条 1.通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2.事業所は提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関し、区市町村が行う質問、もしくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止対応)

第15条 1.事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (ICT 等を活用して行うことができるものとする) を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備を行う。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

2.事業者は、成年後見制度を利用できるように支援を行うものとする。

3.事業者は、利用者が家族等から身体的・心理的等の虐待を受けていると知った際は関係市町村に通報等を行うものとする。

(事業所の利用にあたっての留意点)

第16条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・敷地内、施設内全館禁煙である。
- ・設備、備品の利用は職員に確認の上行う。
- ・金銭、貴重品の管理は、各自で責任をもって行う。紛失の際の責任は事業所は一切負わない。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は原則できない。急変時など生命に危険が及ぶ場合等はその限りではない。
- ・宗教活動は行わない。
- ・ペットの持ち込みは行わない。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第17条 1.消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2.事業所は事項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

- 第19条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

- 第20条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

- 第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団阿部医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第22条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第23条 1.利用者の使用する設備、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2.感染症が発生しまたは蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要措置を講ずるための体制を整備する。
- 3.定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第24条 1.事業所において感染症が発生しまたはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ICT等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第25条 事業所職員に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規則に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第26条 1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2.事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施するものとする。

3.事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第27条 1.地震等非常災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2.運営規定の概要、事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3.通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団阿部医院の役員会

において定めるものとする。

第 26 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 27 条 事業所は、全ての通所リハビリテーション職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

附則

(1)この運営規程は、平成 29 年 1 月 16 日より施行する。

(2)令和 3 年 4 月 1 日より第 5 条、第 7 条一部改正行う。

(3)この規定は令和 4 年 6 月 15 日より施行する。

(4)この規定は令和 6 年 3 月 21 日より施行する。

医療法人社団阿部医院希望の丘クリニック  
希望の丘通所リハビリセンター